

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社ヤマノホールディングス

2025年10月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都渋谷区代々木1-30-7
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役 山野 義友

当社と株式会社ヤマノプラス（以下、「ヤマノプラス」という。）との間で締結した合併契約書（以下「本合併」という。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ヤマノプラスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定めに基づき、本書類を備え置きます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

（1）差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2025年8月27日付の官報にて、本合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項

（1）差止請求

会社法第796条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんで

した。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、2025 年 8 月 27 日に電子公告により株主に対して公告を行いましたが、同条第 1 項に従い当社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 8 月 27 日に官報及び電子公告により債権者に対する公告をおこないましたが、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2025年10月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 10 月 6 日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

2025 年 6 月 5 日

株式会社ヤマノホールディングス

株式会社ヤマノプラス

2025年6月5日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区代々木1-30-7
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役 山野 義友

東京都渋谷区代々木1-30-7
株式会社ヤマノプラス
代表取締役 山野 義友

当社は、2025年5月15日付で 株式会社ヤマノプラス（以下、「ヤマノプラス」という。）との間で締結した合併契約書（以下「本合併」という。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ヤマノプラスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

本合併の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

（1）最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終

事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- （２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- （３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

- （１）最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

- （２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- （３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

６．債務の履行の見込に関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込があると判断しております。

７．事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社ヤマノホールディングス（以下「甲」という）と甲の子会社である株式会社ヤマノプラス（以下「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、次条以下の条件に従って合併（以下「本合併」という）する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商 号 株式会社ヤマノホールディングス
住 所 東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商 号 株式会社ヤマノプラス
住 所 東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号

第3条（本合併に係る割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による一切の対価の交付は行わないものとする。

第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

第5条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、2025 年 6 月 27 日迄にそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。但し、諸手続の進行状況に応じ必要があるときは、甲乙間において協議の上、この期限を変更することができる。

第6条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2025 年 10 月 1 日（以下「効力発生日」という）とする。但し、効力発生日の前日までに合併に必要な手続が遂行できないとき、その他本合併手続の進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第7条（会社財産等の引継）

- 1 乙は、2025 年 9 月 30 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とした最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、2025 年 9 月 30 日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務を運営し、かつ、一切の財産を管理すべきものとし、その業務または財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に協議の上、その合意のもとに行わなければならない。

第9条（経費負担）

合併統合において、発生する甲と乙の合併及び解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（従業員の待遇）

甲は、合併効力発生日に、同日現在乙に勤務する従業員を甲の従業員として、引き続き雇用する。但し、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

第11条（退任役員の取扱い）

乙の取締役であつて、合併に際して、甲の取締役に就任しない者があるときは、その者に対する退任手続等に関する取扱いは、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

第12条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の天災地変その他の重大な事由により、その資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合又は生じるおそれがある場合、甲乙協議の上、甲乙の株主総会における承認を経ることなく、その取締役会決議により、本契約の解除、又は条件の変更を行うことができる。

第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙が写しを保有する。

2025年5月15日

甲：東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役 山野 義友



乙：東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
株式会社ヤマノプラス
代表取締役 山野 義友



第 11 期計算書類等

自 2023年 4 月 1 日

至 2024年 3 月 31 日

株式会社ヤマノプラス

第 11 期 事 業 報 告

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における美容業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化により、行動制限の緩和や経済活動の回復の兆しが見える一方、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギーコスト、材料コストの高騰が進行し依然として厳しい状況にございます。

美容業界におきまして、オーバーストア状況による競争の激化、美容師の獲得難が続いております。

そのような状況の下、当社においては、順次営業再開しましたが、消費者の巣ごもりや節約意識の高まり、来店周期の長期化が進み、依然として厳しい状況が続いており、不採算店舗の閉鎖、技術・サービス向上に着手しました。

また、2022 年 10 月に美容事業 3 部門（株式会社 L.B.G・株式会社みうら・株式会社ヤマノホールディングス美容事業）の営業を統合し、商号を株式会社 L.B.G から株式会社ヤマノプラスに改め、新たなスタートを切り、各部門が持つ特色を活かしつつ、事業環境の変化により機動的かつ迅速に対応出来る体制を整えました。

この結果、売上高は 1,931,475 千円（前期比 56.0%増）となり、営業利益は 6,216 千円（前期比 106.7%増）、経常利益 20,383 千円（前期比 3,258.4%増）、当期純利益は 11,784 千円（前期は当期純損失 24,568 千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度においては、長期借入金の返済を 35,880 千円実施しております。

(3) 対処すべき課題

当社は今後も新型コロナウイルスの影響の長期化が懸念される中、顧客の来店促進対策や新メニューの開発、PB 商品の販売強化による客単価アップの施策を中心に講じております。

また前期より人員不足の店舗も見受けられ、採用の強化対策として社内紹介制度の拡充や社員寮の設置による地方からの採用を活性化することで採用難の店舗での採用を強化していきます。

店舗の集客対策としては、SNS による美容情報の発信や、動画によるお客様向けの自宅でできるヘアケア情報の発信を強化します。

巣ごもりによる SNS 閲覧時間の増加傾向があるなかで、新規集客と顧客とのオンライン上での繋がりを目的とした取り組みを進めております。

客単価対策としては、複合メニューの商材を増やし、お客様が選べるクーポンを作成し、同じメニューのクオリティを高め単価を上げていきます。教育として、コロナ禍で行えなかった集合教育を再開し早期育成に取り掛かります。

美容師の独立志向が強まる現状も加味し、FC オーナー制度を再度見直しを行い FC 化を促進

してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
売 上 高	681,917	522,858	1,238,081	1,931,475
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△39,939	△42,441	606	20,383
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△77,907	△68,804	△24,568	11,784
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)	△1,558,144円64銭	△1,376,093円00銭	△491,367円80銭	235,684円72銭
総 資 産	196,303	87,964	279,501	293,817
純 資 産	△175,032	△243,837	△268,405	△256,621
1 株 当 た り 純 資 産 額	△3,500,649円24銭	△4,876,742円24銭	△5,368,110円4銭	△5,132,425円32銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社ヤマノホールディングスであります。

同社は、当社の株式 50 株（持株比率 100%）を保有しております。

(6) 主要な事業内容（2024 年 3 月 31 日現在）

美容室及びネイルサロンの経営を行っております。

(7) 主要な事業所（2024 年 3 月 31 日現在）

本社 東京都渋谷区代々木 1 丁目 30 番 7 号 ヤマノ 24 ビル 2F

営業店舗

所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
北海道	2	岩手県	1	宮城県	2
栃木県	1	埼玉県	8	千葉県	13
東京都	29	神奈川県	4	新潟県	1
岐阜県	1	兵庫県	10	大阪府	3
				計	75

(8) 従業員の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193 名 (137 名)	2 名増	43.6 歳	10 年 2 ヶ月

注 従業員数は就業人員であり、パートは () 内に外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200 株
- (2) 発行済株式総数 50 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (普通株式)	持 株 比 率
株式会社ヤマノホールディングス	50 株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 野 義 友	株式会社ヤマノホールディングス代表取締役社長
取 締 役	岡 田 充 弘	株式会社ヤマノホールディングス取締役専務執行役員
取 締 役	藤 井 裕 之	株式会社ヤマノホールディングス執行役員
取 締 役	小 森 健 太 郎	
監 査 役	金 木 俊 明	株式会社ヤマノホールディングス監査役

計 算 書 類

1. 貸借対照表

(2024 年 3 月 31 日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	224,787	流 動 負 債	263,440
現 金 及 び 預 金	61,649	買 掛 金	13,787
売 掛 金	76,496	1 年内返済予定の長期借入金	35,880
商 品	33,439	未 払 金	119,687
仮 払 金	2,250	未 払 費 用	1,949
前 払 費 用	40,140	未 払 法 人 税 等	3,183
未 収 入 金	9,811	未 払 消 費 税 等	4,664
立 替 金	999	未 払 事 業 所 税	2,067
未 収 法 人 税 等	0	前 受 金	7,823
固 定 資 産	69,029	預 り 金	5
有 形 固 定 資 産	21,966	資産除去債務(1 年以内)	5,549
建 物 付 属 設 備	9,491	グ ル ー プ 預 り 金	68,843
工 具 器 具 備 品	2,871	固 定 負 債	286,997
除 去 債 務 固 定 資 産	9,603	長 期 借 入 金	189,280
無 形 固 定 資 産	0	長 期 預 り 保 証 金	7,300
電 話 加 入 権	0	資 産 除 去 債 務	87,094
投 資 そ の 他 の 資 産	47,062	繰 延 税 金 負 債	3,322
敷 金 及 び 保 証 金	35,162		
長 期 未 収 入 金	11,300		
長 期 前 払 費 用	599		
		負 債 合 計	550,438
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	△256,621
		資 本 金	500
		利 益 剰 余 金	△258,905
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△268,905
		繰 越 利 益 剰 余 金	△268,905
		当 期 純 利 益	11,784
		純 資 産 合 計	△256,621
資 産 合 計	293,817	負 債 及 び 純 資 産 合 計	293,817

2.損益計算書

〔 自 2023 年 4 月 1 日 〕
〔 至 2024 年 3 月 31 日 〕

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		1,931,475
売 上 原 価		150,272
売 上 総 利 益		1,781,203
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,774,987
営 業 利 益		6,216
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
雑 収 益	20,519	20,519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,178	
雑 損 失	4,173	6,352
経 常 利 益		20,383
特 別 利 益		
そ の 他 の 特 別 利 益	300	300
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	4,906	
店 舗 閉 鎖 損	1,774	6,680
税 引 前 当 期 純 利 益		14,002
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,183	
法 人 税 等 調 整 額	△964	△2,218
当 期 純 利 益		11,784

3.株主資本等変動計算書

〔 自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日 〕

単位：千円

	株 主 資 本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	500	△268,905	△268,405	△268,405
当期変動額				
当期純利益	－	11,784	11,784	11,784
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	11,784	11,784	11,784
当期末残高	500	△257,121	△256,621	△256,621

4.個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（付属設備を除く）については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物 8～15 年

工具器具備品 5～15 年

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの、第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月13日

株式会社ヤマノプラス

監査役

金木俊明

印

以 上